

報告第 1 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度に算定したそれぞれの比率について、別紙のとおり報告する。

令和元年 9 月 11 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.2	87.3
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

※ () は早期健全化基準。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	経営健全化基準 20.0%
国民健康保険病院事業会計	—	
高齢者介護サービス事業会計	—	
下水道事業特別会計	—	